

成田市議会議員政治倫理審査会
の運営に関する要請書

令和8年7月 27 日

成田市議会議員

鬼澤 雅弘

上田 信博



令和 8 年 7 月 2 7 日

成田市議会議員 荒木 博 様

成田市議会議員 鬼澤 雅弘

上田 信博

成田市議会議員政治倫理審査会の運営に関する要請書

本件政治倫理審査会につきましては、審査手続の公正性及び中立性並びに憲法第 31 条の適正手続の理念に照らし、重大な法的疑義が生じております。

令和 8 年 7 月 23 日に提出した私ども連名の「意見書」では、審査委員 12 名中 10 名が、本件審査における証拠資料「申入書」の作成、提出又は賛同して連署した事実とその「申入書」が審査資料として用いられていることを指摘し、一般市民及び審査対象議員の立場から見ても、本件審査の公正性及び中立性について重大な疑義が生じていると申し上げました。

政治倫理審査会は、市民の信頼の下に設置・運営される制度であり、その審査結果が信頼されるためには、実際に公正であることはもちろん、市民から見ても公正かつ中立であると受け止められることが不可欠です。

仮に、公正性及び適正手続に重大な疑義が指摘されている状況のまま審査を継続し、条例抵触の有無について判断がなされた場合には、その手続の適法性について司法判断を求めることとなる可能性も否定できません。また、その結果は、本件審査のみならず、成田市議会の名誉及び市民から信頼を損なう大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

議長は、議会を代表し、議事を整理するとともに、公正かつ円滑な議会運営を図る重責を担う立場にあります。その立場から、本件審査会の運営についても、公正・中立性及び適正手続の観点において、市民から疑念を抱かれることのないよう十分な配慮が求められるものと考えます。

つきましては、本要請書において議会の公正性及び信頼性を確保する観点から、議長におかれましては、本件政治倫理審査会の継続の適否及び申入書関与審査委員の除斥についてご検討いただきますよう、強くお願い申し上げます。

以上